

各自立生活援助実施予定事業所 管理者 様

健康福祉局障害福祉部障害者支援課長

訓練等給付の新サービスの事務取扱いについて（通知）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）の一部改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）に伴い、訓練等給付に新たなサービス「自立生活援助」が創設されました。つきましては、下記のとおり取扱いますので、よろしくご配慮いただきますようお願いいたします。

記

区 分	内 容
サービス内容 (法第 5 条 第 16 項)	<p>居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。</p>
対象者	<p>以下のいずれかに該当し、上記の支援を要する者。</p> <p>ア 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者 ※ 児童福祉施設に入所していた 18 歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた 15 歳以上の障害者みなしの者も対象</p> <p>イ 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者</p> <p>ウ 精神科病院に入院していた精神障害者（精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む）</p> <p>エ 救護施設又は更生施設に入所していた障害者</p> <p>オ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障害者</p> <p>カ 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者</p> <p>キ 保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設等に宿泊していた障害者又は更生保護法の規定による委託を受けた者が当該委託に係る応急救護若しくは更生緊急保護として利用される宿泊施設に宿泊していた障害者</p> <p>ク 現に地域において一人暮らしをしている障害者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により自立した地域生活を継続することが困難と認められる者 (例)・同居している家族が、障害のため介護や移動支援が必要である等、障害福祉サービスを利用して生活を営んでいる場合 ・同居している家族が、疾病のため入院を繰り返したり、自宅での療養が必要な場合 ・同居している家族が、高齢のため寝たきりの状態である等、介護サービスを利用して生活を営んでいる場合</p>

区分	内容
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・支給申請書 ・受給者証（現に支給決定又は地域相談支援給付決定を受けている場合） ・サービス等利用計画（案） ・状況確認書（別紙1）：利用者状況について、自立生活援助事業所による確認。
認定調査	不要。前回の調査結果を用いる。 ただし、本人の状態等が大きく変化した場合は、調査を実施すること。
支給量	支給決定の有効期間中における各月における暦日数『当該月の日数／月』
支給決定期間	<p>対象者ア～キに該当する者である場合には、<u>当該施設等を退所等した日から1年を経過した日の属する月までを有効期間とし、その後、支給開始から1年の期間の範囲で再度有効期間を定めるものとする。</u></p> <p>（例1）退所と同時に自立生活援助を支給決定する場合 ※ 当初決定1年</p> <p>（例2）退所後一定期間を経過してから自立生活援助を支給決定する場合 ※ 当初決定6月＋更新時6月</p> <p>なお、対象者クに該当する者である場合には、対象者の状況に応じて適切に有効期間を設定することとする。</p>
標準利用期間	1年（標準利用期間を超えて更新することが認められた場合は、最大1年の更新可能）※詳細別途通知予定
併給不可	就労定着支援・地域定着支援：各サービスの支援内容を包含するため。
暫定支給決定	行わない。
モニタリング実施標準期間	3月間